

平成13年度第5回熊本県環境影響評価審査会 議事概要

日時：平成14年2月18日（月）午後1時30分～午後2時20分

場所：熊本テルサ3階 「たい樹の間」

出席者

熊本県環境影響評価審査会：今江会長、内山委員、江端委員、鈴木委員、園田委員、西岡委員、弘田委員、藤木委員、堀委員、村田委員、吉田委員

事務局：熊本県環境生活部環境政策課職員（古庄課長補佐、真田課長補佐、増田主幹、矢野参事、藤山主任主事）

事業者：九州産廃株式会社（知里口副社長他2人）
コンサルタント会社職員4人

議題

廃棄物の最終処分場拡張工事に係る「環境影響評価方法書」（事業者：九州産廃株式会社）について

議事概要

1 事業及びアセスの概要について

審査会事務局（環境政策課）から、今回事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明が行われた。

2 アセス審査会意見（案）について

「廃棄物の最終処分場拡張工事に係る環境影響評価方法書」（九州産廃株式会社）に関する熊本県環境影響評価審査会意見（案）（各委員の個別意見をもとに審査会事務局が作成）に基づき審議が行われ、本意見（案）をもって審査会意見とすることについて了承された。

なお、審査会会長において最終的な意見（案）の文言等の確認を行い、会長が必要と認める場合には、事務局と会長との間で協議を行い、文言等の修正等を行うことについて了承された。

各委員の主な意見等は別紙のとおり。

配布資料

- 1 「廃棄物の最終処分場拡張工事に係る環境影響評価方法書」（九州産廃株式会社）に関する熊本県環境影響評価審査会意見（案）
- 2 「廃棄物の最終処分場拡張工事（九州産廃株式会社）」に関する環境影響評価手続等について
- 3 「廃棄物の最終処分場拡張工事に係る環境影響評価方法書」（九州産廃株式会社）に関する菊池市及び県関係課等意見の概要（参考資料1）
- 4 「廃棄物の最終処分場拡張工事に係る環境影響評価方法書」（九州産廃株式会社）に関する住民等意見の概要（参考資料2）

(別紙)
審査会委員の主な意見等

[全般的事項]

【委員発言 1】

方法書の中での説明が不親切である。アセス図書に図表などのデータを載せた場合、そのデータから何が言えるのか、「だから事業者はどう考えている」という説明を付けるような気持ちで書くことが必要である。

準備書の段階で手持ちのデータを使用するという事業者の考えがある。これについては、方法書は、いわば、アセスの調査計画の設計図であるから、手持ちのデータも含めて、現状のすべてをどう理解して、「だからどのようにアセスをするのか」という議論の基礎になるものである。この段階から、手持ちのデータを生かして行うべきものである。

方法書を何回か読み直してみると「方法書は方法書だけで進めばよい、準備書は準備書だけで進めばよい」というように事業者が考えている感じを受けた。事務局にもお願いだが、この方法書は、その意味からも不十分であるから、もう少し肉付けした形まで検討したうえで、準備書作成の作業を行って欲しい。

[大気環境]

特になし。

[水環境]

【委員発言 2】

1月に実施した現地視察で説明を受けて、計画の内容は理解しているが、「浸出水が場外に出ていかないか」という点が、皆が一番心配している事柄であろうと思う。

クローズド・システムで処理水を焼却炉に散布して、すべて蒸散するという一方で、大体意味が分かったのだが、クローズド・システムの内容をもう少し分かりやすくしていただきたい。現在の処理施設で既存のデータがあるので、水量がどのくらいなのか、処理水質がどの程度なのか等、大きな参考になると思う。

特に、豪雨時や焼却装置が一時休止した場合に、どのような浸出水の処理を行うのが、一番心配である。クローズド・システムの内容を分かりやすくするために、意見案で網羅されているような水収支について、分かりやすい図面を用い、説明を補充して欲しい。

【委員発言 3】

アセス図書は、専門家が読むことを前提とするのではなく、専門的な知識を持たない者が読んでも分かるように、心がけて作成して欲しい。

技術的な根拠がある場合でも、「これで間違いがない」と言われるだけでは、話を聞く側は不信感を持ってしまう。アセス図書では、「だからどうなる、どう考える」ということをできるだけ説明する記載を行って欲しい。

[土壌に係る環境・その他の環境]

【委員発言 4】

事業予定地の周辺に焼却場等があるときは、土壌中の重金属やダイオキシンの調査は必須の項目であると考えます。

これらは、通常、土壌の表面の集積が多く、地中深くまでは流れないようである。もし汚染がある場合は、表土をどう処理するか等、埋立ての工法その他で問題が出てくるので、十分な調査をお願いする。

【委員発言 5】

「周囲」の範囲は、議論される問題によって異なってくる。環境項目の性質によって、「周囲」の範囲をどのように設定するか、それぞれの検討を行うに当たって十分に注意して欲しい。

[動物・植物・生態系]

【委員発言 6】

言いたいことはこの意見案に書いてあるとおりであるが、提出された方法書で、動物・植物・生態系に関する項目が評価の対象から除外されていたので、非常に心外だった。

特に、大型哺乳類に関する記載は若干あるが、中型及び小型の哺乳類については触れられていない。魚類の記載はあるが、菊池川全体の魚類が簡単に紹介されているだけで、対象地域及び周辺地域に係る事柄はまったく記載されていない。鳥類、爬虫類、両生類も生息しているだろうに、記載がない。水生生物もまったく記載されておらず、非常に残念に思った。

【委員発言 7】

動植物や生態系に関するアセスをしないという事業者の感覚が納得できない。

荒地であれば荒地の生態系が存在するので、そこにどのような生物がいるのかを調査する必要がある。その生物がどう変化するのか、その変化が周辺の生態系にどのような影響を与えるのかを検討することは非常に重要であると考えます。

動物・植物・生態系に関する項目がまったく抜けているということは、心外であった。この点については、知事意見としても強調していただきたい。

河川の魚類についてだが、この方法書では菊池川の状況だけしか記載されていないが、菊池川の魚類の中には非常に重要な種が多く存在する。レッド・データ・ブックに掲載されているような種が多いことが特徴である。この掲載種が、周辺の河川に生息しているかどうかということは、調査しなければ分からない。生息しているのであれば、その種に対する影響を考慮する必要がある。

事業者が生態系の考え方を十分理解できていないと感じた。河川の底生動物は水生昆虫が非常に多い。水生昆虫は幼生時代に水中で生活するが、成虫になるとそこから離れていく。成虫の生息地は河川の周辺の荒地となるのであろう。その荒地が改変されれば、そこで生息する昆虫の幼虫である水生生物も変化してくる。水生生物は、河川に生息する魚類にとって良い餌となる。

この連鎖関係を考えると、荒地の昆虫が変化し、水生生物が変化し、魚類の餌がなくなる、あるいは増える場合もあるが、魚類に対する影響も出てくるということで、生態系

というものは、計画地が荒地であろうが、非常に大事なものであるという感覚を事業者
に十分持っていただきたい。

【委員発言 8】

方法書に「当該地域」という表現があるが、どこを指しているのか分からない。また、
記載されている地名等を探すのに非常に苦労する。アセス図書を見る者に分かりやすいよ
うに記述して欲しい。

【委員発言 9】

これまでの事例では、コンサルタント任せで、事業者の責任で出されていないような図
書も見受けられた。

コンサルタントに任せきりにせず、事業者自身がコンサルタントから提出された資料を
じっくり読み、素人でも見て分かる説明になっているかをチェックして欲しい。それが事
業者が第一に行うべき義務であり、事業者が環境について学ぶことである。

引用する資料に記載されている名称等に不一致がある場合に、それを修正して引用する
と資料の改ざんになるので、不一致の部分に注を付けるなどの形で説明する必要がある。

今後の準備書の段階に関する事柄だが、アセスを行う中で、「問題がない」と書きがち
だが、そういう表現で処理しないで欲しい。自然に働きかければ必ずマイナスが出てくる。
マイナスがゼロだというのは、むしろ信用できない。プラスの面も出る場合もあるが、必
ずマイナス影響が出るものと考えられる。

「出てくる影響は、これだけの影響で済む、これ以上パンクするところまでは行かない」
とか、「思いがけない失敗が出てくる心配はないか」といった点を検討することがアセス
の議論の中心となると考える。

【委員発言 10】

現地視察の際に指摘していたことだが、その後カワノリが木護川に生育しているかどう
かについて、事業者は確認したか。

【事業者発言】

まだ調査していない。

【委員発言 11】

カワノリは菊池市の天然記念物「菊池川の川のり」なので、菊池市に確認すれば、又は
地元の古老に聞けば、すぐに分かるのではないかと。少なくとも、菊池水源には、以前たく
さん生育していた。

「準備書を作成する時に調べれば良い」という考え方ではなく、今後行わなければなら
ないことを、早い段階から積み上げていき、その結果が準備書になるように作業をして欲
しい。

[景観・人と自然との触れあい活動の場]
特になし。

[その他]
特になし。

【委員発言 12】

用語の定義付けを明確にというのは当然だが、これ以外にも、動植物の分類についても十分に留意して欲しい。種の重要性、場所ごとでの確認状況、時間ごとの確認状況等の様々な要素があるが、特にこれらの要素ごとに記載する必要がない場合には、分類ごとにきちんと整理して欲しい。

【委員発言 13】

不必要な説明まではアセス図書に記載しない方がよい。アセス図書の内容をふくらませるための水増し的な説明まで読まされては、かえって迷惑である。読む者の理解を助けるための説明であることを第一義とすべきである。

【委員発言 14】

この方法書は、余り良い方法書とは言えない。不備な点がたくさん見受けられる。これを埋める形で、今後の準備書等の手続が、良い方法書が提出されていた場合と同様に進んでいくよう、しっかりした検討を事業者に願います。

現状をしっかり調査することが、何か起きたときの説明の足がかりにも、またモニタリングにも使えるので、モニタリングの基礎として、きちんと調査を実施することを願います。

本日の審査会意見（案）をもって審査会意見とすることについて了承された。
なお、審査会会長において最終的な意見（案）の文言等の確認を行い、会長が必要と認める場合には、事務局と会長との間で協議を行い、文言等の修正等を行うことについても了承された。